

知的財産推進計画 2014 の各施策の取組状況

第 1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進	1
2. 職務発明制度の抜本的な見直し	4
3. 営業秘密保護の総合的な強化	5
4. 国際標準化・認証への取組	7
5. 産学官連携機能の強化	9
6. 政府が中心となった人財育成の場の整備	11

第 2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

1. 中小・ベンチャー企業及び大学の海外知財活動支援	13
----------------------------	----

第 3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備	16
2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化	18

第 4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

1. コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携	20
2. 模倣品・海賊版対策	23
3. コンテンツ人財の育成	25

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

※《 》内は知財計画 2014 工程表の項目番号、<>内は、知財計画 2014 本文のページ数。

1. 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進《1～29》

【知的財産推進計画 2014 の記述（概要）】

▶ 今後 10 年間で、一次審査までの期間の更なる短縮とともに、権利化までの期間を半減させ平均 14 か月以内とし、併せて、外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等により高品質化を促進し、日本の審査結果が海外でも通用し、海外でも強い権利を速やかに取れるような知財システムを実現する。加えて、我が国知財システムのグローバル化を加速する一環として、米国の国際特許出願を対象として我が国が一次審査を行うことを検討する。これらを実現するためにも、任期付審査官の確保を始めとする特許審査体制の整備・強化を行う必要がある。

【関係府省の主な取組例】

（「世界最速・最高品質の特許審査」の実現と審査結果の発信）<P9>

- ① 特許審査の「権利化までの期間」を平均 14 か月以内にするという目標を達成するとともに、審査の質の維持・向上を図るため、審査体制を強化すべく定員要求中（任期付審査官 103 名、通常審査官 19 名）。（経済産業省）
- ② 特許審査の質の維持・向上を図りつつ、審査を迅速化するために、審査体制の強化に加え、登録調査機関による先行技術文献調査の下調査を促進し、海外の他庁に先んじて審査を完了することにより、質の高い審査結果の海外への早期発信を実施中。また、外国語文献を対象とした先行技術文献調査について、登録調査機関による下調査の活用を拡大すべく予算要求中（約 106 億円）。（経済産業省）
- ③ 本年 8 月、産業構造審議会知的財産分科会の下に審査品質管理小委員会を設置。本年 9 月に第 1 回の委員会を開催し、特許・意匠・商標の審査品質管理に関する現状の取組を踏まえた評価項目及び評価基準（案）について議論を実施中。（経済産業省）
- ④ 本年 7 月、特許の品質マニュアルを策定し、本年 8 月に外部公表。意匠・商標については、品質ポリシーを策定し、本年 8 月に外部公表。また、品質ポリシー等に沿って、審査の質の維持・向上のための取組を実施中。（経済産業省）

（審査・審判サービスの強化）<P9>

- ⑤ 企業との意見交換やセミナーの機会等を通じて、出張面接審査（平成 26 年 4 月～9 月：164 件）・テレビ面接を含めた面接審査（平成 26 年 4 月～9 月：22 件）、地方面接審理・テレビ面接を含めた面接審理、巡回審判の周知及び活用促進を図る。また、地域への審査官の短期・中長期の派遣等、地域の企業及び大学等に対する審査・審判サービスの強化を図る。（経済産業省）

- ⑥ 面接審査・面接審理の拡充を図るため、出願人等から面接の要請があった場合には原則として面接審査・面接審理を実施する等、面接ガイドラインの改訂を行い、本年10月に公開済み。(経済産業省)

(特許権の安定性の向上) <P10>

- ⑦ 我が国の訴訟状況や特許権の有効性判断に関する制度の変遷について調査するとともに、企業等との意見交換に基づく実態分析を進め、特許権の安定性を高める制度の在り方について検討中。(経済産業省、法務省)

(権利行使の在り方) <P10>

- ⑧ 過去の権利行使の実態の調査や、国内外の裁判例や議論等を踏まえ、今年度は、競争法の観点から知的財産権の適切な権利行使の在り方について調査及び検討中。(経済産業省)

(紛争処理機能の在り方の検討) <P10>

- ⑨ 我が国企業等における特許権等の紛争発生時の対応から解決に至るまでの全体的な実態を把握すべく、公開情報調査・国内アンケート調査・国内ヒアリング調査等を実施予定。(経済産業省)
- ⑩ 知財紛争処理システムの在り方や自国の知財法制の国際展開手法について、米国・英国の実態に関する調査を今年度中に実施予定。平成27年度は、フランス・カナダにおいて同様の調査を実施すべく予算要求中(200万円)。(法務省)

(新興国との連携・協力の推進) <P10>

- ⑪ 本年8月、フィリピン、ミャンマー、シンガポール、インドネシア当局と研修受入れ、審査官派遣等に関する協力覚書や合意文書に署名。今秋以降、審査官の派遣等を拡大して実施予定。現在、ベトナム、マレーシア及びカンボジアとの覚書署名に向け調整中。また、本年8月、コロンビア商工監督局と協力覚書を締結し、今後、専門家派遣や情報交換を進める予定。(経済産業省)
- ⑫ 我が国がWIPPOに拠出金を支出し実施しているWIPPOジャパン・ファンド事業(平成26年度の招へい研修割当金額:4,100万円)と、人材育成協力事業(平成26年度事業費:約5.2億円)において、新興国の知財関係者を対象とした招へい研修を実施中。(経済産業省)
- ⑬ 我が国からWIPPOへの拠出金に基づき、WIPPOと協力して、主としてアジア地域を対象として、著作権制度の普及促進を目的としたシンポジウムやセミナー、研修を実施中。(文部科学省)

(国際出願の一次審査の対象国の拡大及び利用の促進) <P11>

- ⑭ 日米特許庁は、日本国特許庁がPCT国際出願の国際調査・国際予備審査の管轄国

を米国にも拡大することを含めた特許審査協力に関する試行を平成27年4月にも開始すべく、より具体的な内容に関する合意に向けた調整を実施中。(経済産業省)

2. 職務発明制度の抜本的な見直し《30》

【知的財産推進計画2014の記述（概要）】

- 職務発明制度の在り方について、特許庁において2013年度に実施した調査において収集した海外における職務発明制度の内容や判例等の情報、企業向けアンケート調査結果や、研究者向けアンケート結果等の客観的資料に基づき、例えば、法人帰属や使用者と従業者等との契約に委ねるなど、研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と企業の国際競争力・イノベーションの強化を共に実現できるような制度設計をすべく、産業構造審議会での議論を加速化させ、今年度（2014年度）のできるだけ早い時期に、法制度上の措置を講ずることの必要性も含め、結論を得る。

【関係府省の主な取組例】

（制度改正に向けた検討）＜P15＞

- ① 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会で議論を行い、具体的な制度改正内容について検討中（本年10月17日第9回会合を開催）。（経済産業省）

3. 営業秘密保護の総合的な強化《31～36》

【知的財産推進計画2014の記述（概要）】

- 企業の秘密管理レベルの向上、刑事罰による抑止力、民事救済の充実という3つの視点から、①「国」による企業への支援や法制度の見直し、②管理体制の構築や有事の捜査当局への協力などの「企業」の取組、③その両者が協働することで更なる営業秘密保護強化を図る「官民連携」という三位一体での総合的な取組について、できるところから迅速に実行に移すという考え方のもと、強力に進める。

【関係府省の主な取組例】

（営業秘密保護法制の見直し）＜P19＞

- ① 本年9月、産業構造審議会に「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」を設置して第1回会合を実施し、営業秘密保護法制の見直しを含めて、次期通常国会への法案提出を目指し、議論を開始（年内取りまとめ予定）。（経済産業省）
- ② 営業秘密保護法制の見直しに係る検討に資するよう、「営業秘密保護制度に関する調査研究」として、国内の営業秘密に係る裁判例の分析や諸外国の営業秘密保護法制の現状等について調査を実施中。（経済産業省）
- ③ 経済産業省における法制度見直しの議論の状況を踏まえつつ、営業秘密侵害物品の水際措置の導入について検討中。（財務省）

（営業秘密管理指針の改訂）＜P19＞

- ④ 上記小委員会において、営業秘密管理指針における秘密管理性要件（不正競争防止法上の営業秘密として認められる要件）の解釈の明確化等を含めて議論中（年内取りまとめ予定）。（経済産業省）
- ⑤ 営業秘密管理指針の改訂に係る検討に資するよう、「営業秘密管理の実態に関する調査研究」として、国内外の企業における、事後対応の在り方を含む営業秘密管理のベストプラクティス等に係る調査を、本年10月中旬から実施中。（経済産業省）

（営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備）＜P20＞

- ⑥ 権利化・秘匿化を含めた総合的な支援体制の強化のため、営業秘密管理についての相談業務や企業の自己防衛能力の向上や人材育成につながるセミナー等の広報・教育活動等の今年度中の開始を目指して、相談員の公募を実施中。また、平成27年度予算についても要求中。（経済産業省）

（捜査当局との連携）＜P20＞

- ⑦ 営業秘密侵害事案の取締りが促進されるよう、警察庁とも協議しつつ、ワンストップ

プ支援体制と捜査当局との連携の在り方や、営業秘密管理指針の改訂（営業秘密漏えい後の対応等に係る記載）について検討中。（経済産業省）

- ⑧ 営業秘密保護制度下での警察の役割や活動の方向性を検討するため、営業秘密侵害事犯に係る官民連携の状況や捜査手法について調査・研究すべく、米国への職員派遣について予算要求中（700万円）。（警察庁）

4. 国際標準化・認証への取組《37～49》

【知的財産推進計画2014の記述（概要）】

- ▶ 我が国の技術力を事業の成功へとつなげるためには、各企業が特許等の権利化や営業秘密としての秘匿化との切り分け・組合せを考え、知的財産のオープン・アンド・クローズを戦略的に判断した上で国際標準化を進めていくことが重要である。

【関係府省の主な取組例】

（国際標準化及び認証に関する戦略的な取組）＜P22＞

- ① 主要産業界のトップが参画する標準化官民戦略会議にて本年5月に策定された「標準化官民戦略」に基づき、官民の体制整備や世界に通用する認証基盤の強化等を推進。併せて官民の代表者からなる標準化官民戦略会議幹事会を本年8月に設置し、本戦略に基づき具体的に取り組みべき事項を明確化して実施した上、フォローアップ予定。（経済産業省）

（特定戦略分野における国際標準化戦略の推進）＜P22＞

- ② 各省庁にて以下の事業を実施中。（各省庁）
 - ▶ スマートグリッドや省エネ製品等我が国が強みを有する分野の国際標準原案の開発・提案等を行う「戦略的国際標準化加速事業」及び「省エネルギー等国際標準化・普及基盤事業」
 - ▶ 我が国の食品産業の実態に即した国際標準の原案作成に関する検討等を行う「国際標準化推進委託事業」
 - ▶ 再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する大型蓄電池及び大型パワーコンディショナの試験評価拠点の整備を行う「グローバル認証基盤整備事業」
 - ▶ 先進的ICTを用いた各種システムサービスに組み込まれる通信規格について、その実用性を検証し、その成果を踏まえた戦略的な国際標準化を推進する「先進的ICT国際標準化推進事業」
 - ▶ グローバルな市場や技術発展の状況を踏まえつつ、情報通信技術の便益を利用者に適切に還元する観点から、戦略的に国際標準化活動を推進する「情報通信分野における標準化活動の強化」

（標準化制度の改革）＜P22＞

- ③ 迅速な国際標準提案やJIS化を可能とするため、1）一般財団法人日本規格協会（JSA）が、国内標準（JIS）及び国際標準（ISO/IEC）に対して、そ

れぞれ原案作成団体及び国内審議団体となること、2) 特定の企業自らが、国際標準の原案を策定することを可能とする、総合的な仕組み（新市場創造型標準化制度）を構築し、本年7月から運用を開始。（経済産業省）

（中小企業の標準化活動支援）＜P 2 3＞

- ④ 優れた技術・製品を有する中小企業等が標準化及び認証の活動に効果的に取り組むことを可能とすべく、以下の取組を実施中。（経済産業省）
- 中小企業等の技術・製品の国際標準化に向けた実証データの収集や原案作成を支援。
 - 中小企業等の標準化活用成功事例の紹介等、戦略的な標準化及び認証の重要性に関する情報提供等の普及啓発活動。
 - 本年6月、一般財団法人日本規格協会（J S A）に、中小企業等に向けた標準化に関する相談窓口を設置。

（標準化に係る国際交渉を担う人財等の育成）＜P 2 3＞

- ⑤ I S O分野における研修制度、管理職、営業職、初任者等を対象とした人財育成プログラム、大学の技術経営学等のカリキュラムのための体系的な標準化教材については、有識者や業界団体等と議論を深め、本年度中に作成予定。（経済産業省）

5. 産学官連携機能の強化《50～60》

【知的財産推進計画2014の記述（概要）】

- 中小・ベンチャー企業が積極的に大学等と連携することによって、大学等の知を更なるイノベーションにつなげるための取組が必要である。
- 産学官連携については、関係府省における個別の取組のほか、科学技術イノベーション政策の司令塔機能を有する総合科学技術・イノベーション会議と、知的財産政策の司令塔機能を有する知的財産戦略本部が連携して、全体を俯瞰しながら取り組んでいくことが重要である。

【関係府省の主な取組例】

（公的研究機関（（独）産業技術総合研究所等）による知的財産権の有効活用）

< P 2 6 >

- ① （独）産業技術総合研究所において、企業等との連携促進のための新たな知財取り扱いルールを本年度内に導入予定。併せて、基盤技術の知財による保護の重要性、市場を見据えた知財戦略の重要性など所員の知財マインドの向上を図る取組を開始予定。（経済産業省）

（日本版バイ・ドール制度の運用等の見直し）< P 2 6 >

- ② 国の研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化する観点から、日本版バイ・ドール制度の運用等を含め、国の研究開発における知的財産マネジメントの在り方について検討する上で必要な情報を収集し、具体的な論点を洗い出すため、調査事業を本年9月に開始（平成27年2月に報告書が取りまとめられる見込み）。（経済産業省）

（知的財産権のパッケージ化による利用促進）< P 2 6 >

- ③ 特許群化やパッケージ化を進めることで活用が見込まれる大学等の特許等を、JSTが発掘し、集約・一元管理することにより活用促進を図るべく、大学等からの知的財産権を集約するための知的財産審査委員会を本年9月から開始し、十数件の集約を決定。今後、定期的に審査委員会を実施予定。（文部科学省）

（戦略的活用が見込まれる重要特許の外国出願支援）< P 2 7 >

- ④ 外国出願支援のための知的財産審査委員会を順次実施し、本年8月末時点で、45回の審査委員会を開催。290件の大学特許の外国出願支援を決定（参考：平成25年度実績は855件）。（文部科学省）

（産学連携機能評価の促進）< P 2 7 >

- ⑤ グローバル化への対応、各研究機関の経営方針や産学連携の方針の策定に資するよう、新たな視点を加えて、産学連携等実施状況調査を見直す委託調査事業を本年9月から実施中。当該調査事業を通じて、大学・TLO等の評価結果の公表に関して検討し、評価指標の活用促進に向けた取組も実施予定。(文部科学省)
- ⑥ 本年度の「産学連携評価モデル・拠点モデル実証事業」において、昨年度に引き続き産学連携活動の評価等に関するモデル拠点の創出を行うとともに、大学・TLO等から収集したデータから各機関の産学連携活動の傾向を分析し、大学・TLO等への評価結果のフィードバックの在り方等を検討予定。(経済産業省)

(総合科学技術・イノベーション会議との連携) <P27>

- ⑦ 我が国におけるイノベーションの創出を加速すべく、総合科学技術・イノベーション会議と連携し、平成28年3月の策定が予定されている第5期科学技術基本計画策定を含め、国際標準化・知的財産戦略の検討・推進の強化に向けた取組を実施中。(各省庁)

6. 政府が中心となった人財育成の場の整備《61～73》

【知的財産推進計画2014の記述（概要）】

- ▶ 世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財や、経営層も含む知財マネジメント人財を育成するためには、諸外国の様々な知財情報、知財に関する法律的な知識、事業戦略と連携した知財戦略に関する知見やノウハウを包括的に提供できる場が必要である。

【関係府省の主な取組例】

（世界を舞台に活躍できる知財人財等を育成するための場の整備）＜P30＞

- ① 主に大企業を対象とした「グローバル知財マネジメント人材育成推進事業」として、大企業の経営企画部・事業部等の幹部等を対象とした知財ケースファイル等の教材等を開発中であり、同教材等を用いた検証研修を年度内に実施予定。また、INPITにおいても、中小企業を対象としたグローバル知財マネジメント人財育成に関する事業を本年度中に開始予定。（経済産業省）

（総合知財戦略構築支援を可能とする人財育成）＜P30＞

- ② 中小・ベンチャー企業の知財担当者及び大学の研究者による特許情報活用や、研究のテーマ・方向性を判断するための調査を的確に行える人財の育成を目的とした「知的財産活用研修（検索コース）」をINPITにて2回（10月、11月）実施する予定であり、また、中小・ベンチャー企業向けの経営者・知財担当者向けに、知的財産を経営に役立てるための判断能力の醸成すること目的とした「知的財産活用研修（活用検討コース）」を1回（9月）実施済み。また、知的財産人材育成協議会が開催する予定のオープンセミナー（今年度の統一テーマ：ビジネスモデルデザイナーとしての知財活用人財）を支援中。（経済産業省）

（英語による知財教育プログラム）＜P30＞

- ③ 我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人財を確保するため、英語による知財教育プログラムを開発すべく予算要求中（平成27年度1.1億円、平成28年度0.8億円の合計1.9億円）。（経済産業省）

（国際化に対応できる弁理士・法曹人財育成の強化）＜P31＞

- ④ 日本弁理士会において、米・欧・仏・中・韓の弁理士を講師として招へいた研修を始めとする海外の知財制度実務に関する国内弁理士向けの研修を、本年の上半期に延べ6回開催（延べ参加者767名）。引き続き、海外の知財制度実務に関する弁理士向けの研修を年内に延べ5回開催予定。（経済産業省）
- ⑤ 日本弁護士連合会と共催している「法曹有資格者の海外展開に関する分科会」（平成25年10月11日設置。現在5回開催。）において、関係機関と連携して、知的財

産の分野を含めて、国際化に対応できる法曹人財の育成・活用に向け検討中。(法務省)

第2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

1. 中小・ベンチャー企業及び大学の海外知財活動支援《74～96》

【知的財産推進計画2014の記述（概要）】

- ▶ 中小・ベンチャー企業への知財面からの海外展開支援体制について、「人財」、「資金」、及び「情報及び関係機関の連携」の3つの観点から施策を講じていく。
- ▶ 既に問題が起きている中小・ベンチャー企業に対する緊急的支援に加えて、今後海外展開を図ろうとしている中小・ベンチャー企業に対する予防的支援という観点も必要。

【関係府省の主な取組例】

（中小・ベンチャー企業に対する総合的支援体制の充実）＜P34＞

- ① 「知財総合支援窓口」において、総合的に支援する体制を強化すべく予算要求中（31.0億円（INPI T交付金を含む。）。また、知財総合支援窓口の機能強化のため、窓口配置している弁理士・弁護士について拡充を図る予定。（経済産業省）
- ② 中小企業等支援機関や地方公共団体等の関係機関を集め、支援窓口における支援に必要な情報共有等を定期的に行うための「連携会議」を今年度2回以上開催予定。（経済産業省）
- ③ 自治体での講演や自治体等との事前の意見交換を通じて、平成25年度に取りまとめた「中小企業への大企業等保有特許移転に関する調査研究」の成果を基に、知財イベント開催に当たっての課題やノウハウに関する普及啓発を実施中。（経済産業省）
- ④ 特許電子図書館について、平成27年3月稼働に向け、ユーザーインターフェースを刷新し、科学技術振興機構が運営する学術情報データベースと連携した検索を可能とする新たな知的財産権情報提供サービスを開発中。（経済産業省）

（中小・ベンチャー企業や、金融機関を含む中小・ベンチャー企業支援者のマインド向上のための取組）＜P35＞

- ⑤ 金融機関から中小企業への知財に着目した融資を促進するため、本年度は、知財ビジネス評価書等の作成支援を実施中。また、シンポジウムの開催や知財金融マニュアル・パンフレットの作成を通じて、知財に注目した融資活動を更に啓発・普及させるべく、包括的な取組について予算要求中（1.0億円）。（経済産業省）

（海外知的財産プロデューサー事業の体制強化）＜P35＞

- ⑥ 海外展開時の知的財産活用に関する中小・ベンチャー企業等への個別支援サポート体制や情報収集による発信を強化するため、本年7月に海外知的財産アドバイザー

を2名採用。(経済産業省)

(中小・ベンチャー企業等による知財活動の裾野拡大に向けた支援) < P 3 5 >

- ⑦ 中小企業等を直接訪問し、知財の活用を促す知財アドバイザー(企業OB等)の派遣拡大を行うべく予算要求中(19.9億円の一部)。(経済産業省)
- ⑧ 知財総合支援窓口の窓口支援担当者向けの研修の場において、よろず支援拠点の紹介を行い、積極的な連携を窓口支援担当者に周知するとともに、よろず支援拠点コーディネーター研修会において知財総合支援窓口の紹介を行い、知財に関する相談は積極的に知財総合支援窓口を紹介してもらうよう相互に周知を図る。(経済産業省)
- ⑨ 中小・ベンチャー企業への知財啓発を促進するため、中小企業・ベンチャー企業向けの支援ポータルサイト「ミラサポ」の運用費等について予算要求中(9億円の一部)。(経済産業省)

(各地域の状況に合わせた地域知財支援ネットワーク強化の推進)

- ⑩ 地域特性等に応じた施策展開や他地域への波及、横展開を促進するため、やる気のある地域の支援機関等を対象に、地域特性に応じた創意工夫ある知財支援活動を公募し、委託実施すべく、事業費について予算要求中(2.0億円)。(経済産業省)

(海外知財情報の収集・分析・発信等の強化) < P 3 5 >

- ⑪ 海外展開に必要な知財関連情報を集積した新興国データバンクの内容を拡充すべく予算要求中。また、本年10月を目途にデータバンクに掲載する国を拡大予定。(経済産業省)
- ⑫ 海外知的財産プロデューサーによる知的財産面での企業の海外進出支援等を通じて、知的財産にまつわる成功事例や典型的な失敗事例を収集中。また、活用に向けた開示手法等についても併せて検討中。(経済産業省)
- ⑬ 既に海外展開している我が国企業や関係団体(国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)や海外現地の我が国企業による知的財産問題研究グループ(IPG)等)が有する知財保護等に関する情報、具体的にはそれぞれの活動情報等について、随時発信・共有を行っている。また、模倣品被害発生国等における被害の実態や法制度の状況等の調査を実施し、情報発信を行う予定。(経済産業省)
- ⑭ 海外における知財訴訟リスクに対して取組可能な措置を調査し、海外知財訴訟リスクへの対応マニュアルを作成する調査事業を実施予定。また、冒認出願等により提訴を受けた場合の防衛(係争)費用にまで助成を拡大すべく予算要求中(1.2億円)。(経済産業省)

(新たな減免制度の周知と料金制度の見直しの検討) < P 3 6 >

- ⑮ 各都道府県に設置している知財総合支援窓口、商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、金融機関等へのパンフレットの配布や、特許庁及び各経済産業局等が実施する説明会、メールマガジン、プレスリリース等を通じて、新たな減免制度に関する周知を実施中。(経済産業省)
- ⑯ 特許制度の利用状況等を踏まえ、料金制度の見直しについて引き続き検討。(経済産業省)

(ニーズを踏まえた資金的支援施策の強化) <P 37>

- ⑰ 地域中小企業外国出願支援事業に関し、本年度から、全国実施機関としてジェトロ、地域実施機関として都道府県等中小企業支援センターで実施することで、全国均一及び応募機会を拡大した補助事業を実施し、実施拠点を平成25年度の40か所から43か所に拡大。また、中小・ベンチャー企業の外国出願を助成すべく予算要求中(6.5億円)。さらに、応募の際の申請様式の全国統一化を実施し、必要な添付書類について明確化。(経済産業省)
- ⑱ 「研究開発」、「出願」及び「審査請求」の各段階のニーズに応じた包括的な特許調査・分析支援を実施すべく予算要求中(1.4億円)。(経済産業省)

(専門家の海外派遣) <P 37>

- ⑲ 本年10月から弁理士1名をジェトロバンコク事務所へ派遣開始(派遣期間:1年6ヶ月)。(経済産業省)
- ⑳ 法曹有資格者を海外現地に派遣し、知的財産制度を始めとする現地の法制度や法執行の実情を調査し、その結果を一般に提供する体制を整備すべく予算要求中(4,800万円)。(法務省)

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

※《 》内は知財計画 2014 工程表の項目番号、<>内は、知財計画 2014 本文のページ数。

1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備《97~110》

【知的財産推進計画 2014 の記述（概要）】

- ▶ デジタル・ネットワークの発達を受け、クラウドサービス、電子書籍、教育の情報化の進展等に伴う新たな産業の創出・拡大のための法制度やライセンス体制等の基盤整備を進める。
- ▶ これら新たな産業を通じて、コンテンツの適正な権利保護を図りながらグローバルな流通を促進するためのプラットフォーム構築や、コンテンツに関するデータベース構築等、民間での取り組みが促進されるよう、必要に応じて支援を行う。

【関係府省の主な取組例】

（新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の構築・整備）＜P 40＞

- ① 個人向けストレージサービス等のクラウドサービスに関し、当該サービスについて行われる著作物の利用行為と著作権法との関係の整理や、当該サービスを円滑に行うための円滑なライセンス体制の構築など制度の在り方等について、文化審議会著作権分科会において集中的に議論を実施中。（文部科学省）

（電子書籍の本格的な普及促進）＜P 41＞

- ② 電子書籍に対応した出版権の整備に係る著作権法改正（平成26年法律第35号）の趣旨や内容等について周知。また、インターネット上の著作権侵害への対処方法の調査、実践的なハンドブックの作成、セミナー開催による周知等を実施するための予算要求中。（文部科学省）

（教育の情報化の推進）＜P 41＞

- ③ 情報通信技術（ICT）を活用した新たな学びの推進のため、文部科学省と総務省とで連携した実証研究を開始（平成26年度～平成28年度までの3年間）。（文部科学省・総務省）
 - ▶ 文部科学省では、異なる学校間や学校と家庭との連携方法、教材の指導方法、教材・指導実践事例等の共有方法などについて研究を実施。
 - ▶ 総務省では、3地域を選出して、実験的に教育ICTプラットフォームを提供し日常的な運用や利活用方策を実証することで、低コストかつ標準的な教育ICTプラットフォームに必要な機能・技術仕様等を検証。
- ④ 学習者用デジタル教科書については、概念の整理、教科書検定のあり方、予算の方策、供給体制の整備等の課題について今年度中に整理を終える予定。（文部科学省）

(コンテンツ提供のプラットフォーム構築) <P41>

- ⑤ 映像コンテンツ権利処理機構（a R m a）において、放送コンテンツ二次利用に係る権利処理一元化の促進に向けた実証実験を実施中。放送コンテンツに係る権利処理の更なる効率化のために、今年度中に、権利使用料の徴収・分配のシステム化を実施予定。（総務省）
- ⑥ J-L O P 事業及びコ・フェスタ事業との連携により、日本の最新コンテンツ情報を海外向けに発信するポータル・サイト「J A P A C O N」について、登録・発信情報の拡充を実施中。（経済産業省）

2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化《111～117》

【知的財産推進計画2014の記述（概要）】

- ▶ デジタルアーカイブについては、情報の量的な拡大とともにその利活用を活性化させることで、利用者ニーズが増大し、さらなるアーカイブ整備を喚起するといった好循環を創出していくことが必要。このため、提供可能な情報の充実や、情報を利用者が活用しやすくするための取組を加速する。
- ▶ メディア芸術の分野、特に、映画、ゲーム等の分野では、現物資料の収集を含めた文化資産としての保存・継承に関する取組が遅れていることから、民間の関係機関との役割分担を踏まえつつ、国として講ずるべき支援策を早急に策定する。

【関係府省の主な取組例】

（アーカイブの充実と戦略的利活用の推進）＜P44～45＞

- ① 従前に保存の対象とされてこなかった文化関係資料が散逸・消失することがないように、アーカイブ構築の望ましい仕組みの在り方について調査研究を実施また、メディア芸術分野（マンガ、アニメ、ゲーム等）についてはアーカイブ化を推進するためのデータベースを本年度中に構築する予定。また、作品の所在情報等の運用・活用や民間におけるアーカイブ化の支援等を実施する「メディア芸術連携促進等事業」について概算要求中。（文部科学省）
- ② 日本の文化財情報を世界に発信すべく、文化遺産オンラインの文化財情報の英訳に取組中。また、「e-国宝」のスマホアプリを配信中。（文部科学省）
- ③ J-LOP事業及びコ・フェスタ事業との連携により、日本の最新のコンテンツ情報を海外向けに発信するポータル・サイト「JAPACON」について、登録・発信情報の拡充を実施中。（経済産業省）

（著作権処理の円滑化）＜P45＞

- ④ 平成26年8月1日付けで、著作権者不明等の場合の裁定制度における権利者搜索のための「相当な努力」について告示を改正し、要件を緩和するとともに、運用の見直しを実施。また、文化審議会著作権分科会において、アーカイブ化の促進のための対応方策について審議中。これまで、本課題について国立国会図書館等のアーカイブ関係機関からのヒアリングを実施、引き続き、諸外国の取組・動向等も参考にしつつ、審議を進める予定。（文部科学省）
- ⑤ 放送コンテンツ二次利用に係る権利処理について、映像コンテンツ権利処理機構（a R m a）における権利処理の円滑化のため、a R m a データベース及びその管理システムの構築、実証実験を支援。今後、権利処理の更なる効率化のために、権利使用料の徴収・分配までのシステム化について整備を進める。（総務省）

(アーカイブに関する基盤技術の開発等) < P 4 5 >

- ⑥ オープンデータ化が先行する科学データアーカイブを対象に、異なる分野の様々なアーカイブにまたがるデータの横断検索基盤技術の研究開発を進め、横断検索が可能なプロトタイプシステムを平成26年度までに開発。(総務省)
- ⑦ アーカイブ間連携については、国立情報学研究所内に平成24年度、「これからの学術情報システム構築検討委員会」を設置し、電子的な学術情報間のシステム連携を視野に入れた次世代のコンテンツサービスについて検討中。(文部科学省)

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

※ 《 》内は知財計画 2014 工程表の項目番号、<>内は、知財計画 2014 本文のページ数。

1. コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携《118～141》

【知的財産推進計画 2014 の記述（概要）】

- ▶ 我が国コンテンツ産業の海外収入額・輸出額は、我が国のコンテンツ市場規模等と比較しても依然として小さい状況であり、海外での売り上げの拡大や周辺産業等へのすそ野の拡大等につなげていくことが必要。このため、ローカライズ・プロモーション等を通じたコンテンツの海外展開支援、インバウンドとの連携、地域を拠点としたコンテンツ創造と海外への発信等の取り組みを推進していく。

【関係府省の主な取組例】

（コンテンツの海外展開支援【分野横断的】）<P 50～51>

- ① J-LOP のローカライズ・プロモーション支援について、平成 27 年 3 月末までに助成金の交付決定を、平成 27 年 12 月までに助成金の交付をそれぞれ完了予定。（総務省、経済産業省）
- ② クールジャパン機構は、日本のコンテンツの海外発信と、地域産品やインバウンド需要の拡大のため、スカパーJSAT 株式会社と共同で、東南アジアを中心とした地域における、メディア事業及び関連事業の具体化を検討中。（経済産業省）

（放送番組の海外展開の促進）<P 51>

- ③ 国家戦略としての「クール・ジャパン戦略」、「ビジット・ジャパン戦略」、更には「地方の創生」に貢献すべく、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）の協力のもと、1）ASEAN 6 か国の地上波テレビ放送枠を活用したコンテンツの発信、2）衛星プラットフォーム（日本番組専門チャンネル）等を活用したコンテンツの発信、3）地方発の産業振興・地域活性化を目的とした放送コンテンツの発信により、日本の魅力あるコンテンツを継続的に発信するモデル事業を実施中。（総務省）
- ④ 海外展開が予定される特定番組を対象に、実演家・レコード原盤権の権利処理に係る暫定ルール（一時利用の許諾の際に二次利用を含めて許諾を得るもの）を定め、その効果を検証する実証実験を実施中。（総務省）
- ⑤ 平成 26 年度は国際交流基金において、31ヶ国 31 テレビ局に対して、NHK の番組等の日本のテレビ番組を提供する予定。（外務省）

（国際共同制作・国際見本市等の支援）<P 52>

- ⑥ 日本映画の発展及び世界への発信を目的に日本映画の海外映画祭への出品に対する支援や、映画による国際文化交流の推進国際共同製作による映画の製作活動を支援

中。(文部科学省)

- ⑦ 東京国際映画祭・TIFFCOMと連携し1) アジア各国から映画関係者等計90人程度を招聘、2) アジア映画特集部門新設、3) アジア映画上映本数増、4) アジアの新進監督向け特別賞新設、5) アジアにおけるオムニバス映画共同製作プロジェクト創設等により、同映画祭等を支援中。(外務省)

(インバウンド施策との連携) <P53>

- ⑧ 訪日外国人増加に向けた「ビジット・ジャパン事業」において、アニメ、ファッション、日本食など日本ブランドを活用したプロモーションを実施。より科学的・合理的な分析の下戦略的プロモーションを実施するため、本年4月に、「マーケティング戦略本部」を立ち上げ。(国土交通省)
- ⑨ 外務本省及び在外公館等と観光庁及び日本政府観光局とが連携し、海外における日本の魅力発信等(ビジット・ジャパン事業)を実施中。平成26年度事業の第一弾として、海外21市場にてフランスの「Japan Expo」、インドネシアの「ジャカルタ日本祭り」等の出展事業(計44件)やイベント等を展開中。(外務省、国土交通省)
- ⑩ ⑩ 国家戦略としての「クール・ジャパン戦略」、「ビジット・ジャパン戦略」、更には「地方の創生」に貢献すべく、放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)の協力の下、1) ASEAN6か国の地上波テレビ放送枠を活用したコンテンツの発信、2) 衛星プラットフォーム(日本番組専門チャンネル)等を活用したコンテンツの発信、3) 地方発の産業振興・地域活性化を目的とした放送コンテンツの発信により、日本の魅力あるコンテンツを継続的に発信するモデル事業を実施中。(総務省)
- ⑪ コンテンツの海外展開を促進するため、J-LOP事業を通じて、ローカライズプロモーションの支援を実施中。(総務省・経済産業省)
- ⑫ CNNを活用した日本茶のCM制作・放映するとともに、昨年制作した和牛、水産物、日本酒のCMを再放映(8月～、欧州・北米・アジア)。平成27年度は、新たに外国人旅行者への国産食材使用料理店等のPRや、多言語やハラルに対応可能な料理人の育成について、予算要求中。(農林水産省)

(地域を拠点としたコンテンツの創造と海外への発信) <P53>

- ⑬ 札幌コンテンツ特区における、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成事業で研修を実施し、平成25年度に49名を札幌特区通訳案内士として登録。(登録者内訳: 英語32名、中国語11名、韓国語5名、タイ語1名)(内閣府)
- ⑭ 平成26年7月、フィルムコミッションの全国組織である特定非営利法人ジャパンフィルムコミッションが開催する研修会にて、札幌コンテンツ特区において、札幌映像機構が中心となって関係機関の調整が図られたことにより、撮影が円滑に行わ

れた好事例の紹介を行うなど他地域への展開を促進する活動を実施済。（警察庁）

- ⑮ 多言語に対応した演劇、ミュージカル等の公演、ワークショップを行う、訪日外国人が鑑賞・体験できる取組を含む「文化・芸術グローバル化推進事業」について概算要求中。（文部科学省）

（異分野との連携・官民一体となった施策の推進）＜P 50～51＞

- ⑯ 平成26年3月に（一社）放送コンテンツ海外展開促進機構と（株）海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の間で覚書を締結し、さらなる業務連携を行う。また、日本政府観光局（J N T O）等の関係機関とも積極的な意見交換を実施中。（総務省、経済産業省）
- ⑰ 日本の考え方、歴史、風土、精神性を伝え、日本への関心や理解を深めることで、第三者への発信、波及を期待すべく、日本ブランド発信事業を実施。報道関係者、業者を集め現地で日本酒、日本映画などのデモンストレーション、プレゼンテーションを実施中。（外務省）
- ⑱ 日本コンテンツのファンである外国人留学生を中心に、「コ・フェスタアンバサダー」として組織化。海外消費者ニーズの把握・提供（マーケティング機能）及び SNS 等を通じた海外への PR 活動（プロモーション機能）等を実施。（経済産業省）
- ⑲ 世界の人々の日本文化への理解の深化や日本と海外の文化人のネットワークの形成・強化のため平成26年度は8名の「文化交流使」を海外に派遣。（文部科学省）

2. 模倣品・海賊版対策《142～148》

【知的財産推進計画2014の記述（概要）】

- 模倣品・海賊版による被害は依然として深刻な状況。早期の侵害発見や初動対応の強化、侵害発生国向けトレーニングセミナー・啓発イベントの拡大、官民が連携した侵害サイトの効率的な削除や正規版コンテンツへの誘導といった課題に対して、戦略的・一体的な取組を強化していくことが期待される。
- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉等の多国間協定交渉等における知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保と並行して、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）の早期発効に向けても、各国への働き掛けを継続していくことが必要。
- 国内においても一定規模の被害が発生しており、施策の着実な実施が求められる。

【関係府省の主な取組例】

（海外における正規版の流通拡大）＜P55＞

- ① 各国取締り機関等と連携した対策と並行し、侵害が顕著な海外の配信サイトなどに違法アップロードされたコンテンツの迅速な削除要請、ユーザーを正規版へ誘導する仕組みづくり、国内外の視聴者への啓発活動を一体的に促進。さらに、国内のコンテンツ権利者と著作権侵害発生国のインターネット配信事業者とのマッチングなど、著作権侵害発生国での正規配信を推進する取組を支援。（平成26年度予算額4.4億円の内数、平成27年度概算要求額5.1億円の内数）。（経済産業省）
- ② 著作権に係る権利執行の強化を図り、インドネシア、マレーシア及びタイの集中管理団体職員を対象に著作権の集中管理に係る研修（東京）、ASEAN知財計画に基づく普及啓発事業の支援（バンコク）を実施済。今後、インドネシアにおける普及啓発イベントを実施予定。（文部科学省）

（海外における模倣品・海賊版の摘発強化）＜P55＞

- ③ JICAの短期専門家として、インドネシアに延べ16名、ベトナムに延べ3名のセミナー講師を派遣、現地セミナー等を通じ、両政府関係機関の職員等に模倣品・海賊版対策に関する技術指導を実施。（外務省）
- ④ 官民合同ミッション等支援事業として、官民合同代表団の派遣、招聘及びセミナー等を実施。平成26年度事業では、中国への官民合同代表団（実務レベル）の派遣や侵害発生国政府等との意見交換、政府機関や専門家等の招聘、知財保護セミナー及び真贋判定セミナー等を実施予定。（経済産業省）
- ⑤ ベトナム著作権局との間で、著作権侵害対策の強化に向けた協力のための覚書を締

結予定。また、韓国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム政府との間で海賊版の取締強化の要請及び著作権侵害対策の強化に向けた協力を目的とする政府間協議を実施予定（タイ政府とは既に実施済）。（文部科学省）

- ⑥ 侵害発生国・地域における著作権法制面での権利執行の強化の支援を目的として、侵害実態調査をインドネシアで、セミナーをベトナムで実施予定。また、海外におけるインターネット上の著作権侵害に対する我が国の権利者による権利執行を支援するため、実践的なハンドブックの作成等のための概算要求を提出。（文部科学省）

（グローバルな模倣品・海賊版対策の強化）＜P 5 5＞

- ⑥ ACTAについては、相手国の状況等を踏まえ、適切に取り組む。（外務省）

（国内取締り強化）＜P 5 6＞

- ⑦ 模倣品・海賊版を容認しない国民意識醸成のための啓発活動である「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を、昨年に引き続き12月に実施予定。（経済産業省）
- ⑧ インターネット上では、依然として音楽等の違法ファイルが氾濫していることから、ファイル共有ソフトの悪用や違法動画のアップロードなどの著作権侵害事犯の継続した取締りを実施予定。（警察庁）

3. コンテンツ人財の育成 《149～154》

【知的財産推進計画2014の記述（概要）】

- 我が国のソフトパワーを強化して経済成長につなげていくためには、海外展開を視野に入れたコンテンツを制作することができる人財を育成することが重要。検証・評価・企画委員会の下で開催したタスクフォースにおいても、音楽のグローバル人財の育成の取組に向けての提言や、アーカイブ関連人財の育成及び確保が不可欠であると指摘された。
- これらを踏まえ、デジタル・ネットワーク社会の進展と調和した形での関連する制度の整備とともに、コンテンツやアーカイブを担う人財の育成のための総合的な環境整備を実施していく。

【関係府省の主な取組例】

（クリエイター、プロデューサー等の国際人財の育成）＜P57＞

- ①国際的に活躍できるプロデューサー人材を育成するため、海外教育機関（フィルムスクール）への留学を支援中。（経済産業省）
- ②専門学校、大学等が産業界と協働して、就労、キャリアアップ・キャリア転換を目指す社会人、学生等を対象に、クリエイティブ（アニメ・漫画）、ゲーム・CG、IT等の分野について、オーダーメイド型の職業教育プログラムの開発・を実施中。（文部科学省）

（アーカイブに係る人財の育成）＜P58＞

- ③デジタルアーカイブの構築・連携に向けたDAN（Digital Archive Network）ワークショップを開催し、アーカイブ構築のために総務省が策定しているマニュアルの紹介や有識者による講演、デジタルアーカイブの構築・連携を検討している機関同士の情報共有・意見交換を実施。（総務省）
- ④有識者会議において、アーカイブの整備と利活用を推進するための人材育成について議論するとともに、関係者のアーカイブの必要性や重要性の理解を高めるためシンポジウム等を実施予定。（文部科学省）

（若手クリエイターの育成・発表機会の提供）＜P58＞

- ⑤芸術の各分野における新進芸術家に対し、海外の大学や芸術団体・芸術家等への実践的な研修に従事する機会を提供しており、平成26年度より短期研修を新設（新進芸術家の海外研修事業）。また、平成27年度には、新たに国内外の実演家等が交流する機会を提供する事業を概算要求中。その他、文化庁芸術祭、文化庁メディア芸術祭、若手アニメーター等人材育成事業、短編映画作品支援による若手映画作家の育成、芸

術選奨や次代の文化を創造する新進芸術家育成事業を実施中。(文部科学省)

- ⑥平成23年度に開発した「遠隔教育システム」を利用する高等教育機関(平成26年9月現在19団体)において実践的なICT人材の育成に取り組むとともに、平成26年度においては地域における高度ICT人材の継続的育成や人材育成のハブとなる地域拠点の形成のあり方、人材育成の実践モデル等について調査研究を行う。(総務省)

(コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化) <P58>

- ⑦コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められた場合には積極的に対処。(公正取引委員会)
- ⑧「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」に係る運用状況の調査や説明会開催のための予算を毎年度計上している。(総務省)
- ⑨ アニメーション制作業界における下請適正取引等推進のためのガイドラインの周知を図る。(経済産業省)